

質問 1 :

自治会非加入の世帯は配布の対象外でしょうか。

回答：自治会町内会の配布担当者様には、未加入の世帯を含む各世帯への配布をお願いしていますが、各自治会により個別の事情があるため、ご判断は各自治会にお任せしています。広報紙が届かないという個別の申し出があった世帯へは個別の郵送も行っています。

質問 2 :

**R2 年度版からの仕様の変更点の有無について
(市版・各区版の広告枠数の増減等)**

回答：変更点は以下の通りです。

ア 発行部数の増加 (350 部/月 (概算))

令和 2 年度：1,598,650 部発行/月 (概算)

令和 3 年度：1,599,000 部発行/月 (概算)

イ 広告枠数の増加 (11 枠/年)

令和 2 年度：849 枠 (内訳：市版 36 枠〈2 枠×18 区〉×12 か月、16 区版 32 枠〈2 枠×16 区〉×12 か月、旭区版 2 枠×7 か月、瀬谷区版 2 枠×9 か月・1 枠×1 か月)

令和 3 年度：860 枠 (内訳：市版 36 枠〈2 枠×18 区〉×12 か月、17 区版 34 枠〈2 枠×17 区〉×12 か月、瀬谷区版 2 枠×10 か月)

質問 3 :

月ごとの分割での納付とした場合、納付書発行と納入日はそれぞれいつ頃を目安に考えればよいか。

回答：5 月 10 日前後に納付書を発行し、納入期限は各月 25 日 (土・日曜、祝休日の場合はその前日) に設定します。